

○機械警備業者からの警察機関への通報基準について

(平成26年3月19日)
例規甲(生企営)第186号

機械警備業者が盜難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警察機関への通報については、機械警備業者からの警察機関への通報基準の改正について（平成元年2月10日付け、甲通達（防・外・捜一）第10号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、平成26年度組織改正等に伴い、機械警備業者からの警察機関への通報基準を別添のとおり定め、平成26年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

機械警備業者からの警察機関への通報基準

第1 趣旨

この基準は、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年山梨県公安委員会規則第1号）に定める基準等のほか、機械警備業者が盜難等の事故の発生に関する情報（以下「異常発報」という。）を受信した場合における警察機関への通報の要領等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 通報の種別と通報の原則

1 通報の種別

機械警備業者が、基地局において、異常発報を受信した場合における警察機関への通報は、警備員が現場での事実確認を行った後における通報（以下「確認通報」という。）及び警備員が現場での事実確認を行う前における通報（以下「即時通報」という。）とする。

2 通報の原則

通報は、原則として確認通報とする。ただし、第4に掲げる即時通報の基準に該当する場合には、即時通報を行うことができるものとする。

第3 通報の方法

通報の方法は、原則として110番通報によって行うものとする。

第4 即時通報の基準

機械警備業者は、基地局において異常発報を受信した場合で、次のいずれかに該当するときには、即時通報を行うことができるものとする。ただし、これらに形式的には該当していても、明らかに当該異常発報が機器の誤動作、窓等の閉め忘れ、地震、

台風等に起因するもので、警察の緊急初動措置を要しないもの（以下「誤報」という。）と認められるときは除く。

(1) 事実確認

警備員が現場に到着する以前に、対象施設から異常発報の連絡があった場合等現場における異常の事実を確認したとき。

(2) 二重発報

複数のセンサーを設置する無人の対象施設から、前後して複数の異常発報（同一の建物又は敷地内での複数の異常発報を含む。）を受信した場合で、施設の種別、発報の時間帯等から合理的に判断し、当該異常発報が緊急に警察措置を必要とするもの（以下「真報」という。）であるとの蓋然性が高いと認められるとき

(3) 押しボタン式通報

押しボタン式のセンサー等を設置する有人の対象施設から異常発報を受信した場合であって、施設の種別、発報の時間帯等から合理的に判断し、当該異常発報が真報であるとの蓋然性が高いと認められるとき。

(4) 警察からの依頼に基づく場合

生活安全部長が、事件等を主管する本部の課長（以下「事件主管課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）からの上申に基づき、次の（3）又は（イ）の方法により具体的な指定を行い、期間（原則として6か月以内）及び時間帯を定めて関係機械警備業者に対し即時通報を依頼した場合

(ア) 対象となる地域及び施設の種別指定

特定の地域（郡市町村単位）及び施設の種別を指定する。

(イ) 対象となる施設の個別指定

特定の対象施設の名称及び所在地を明示して指定する。

(5) その他特に必要と認める場合

終業後不在となる次の施設のうち、過去2年間における誤報が1件以内で、深夜（午後10時から午前5時までの間）に異常発報を受信した場合

(ア) 銀行、郵便局、農協等の金融機関

(イ) 市役所、役場、学校等の官公署

(ウ) 貴金属店、時計店、カメラ店、百貨店及びスーパー

第5 即時通報の依頼の方法等

即時通報の依頼、変更及び解除の申請並びに関係する機械警備業者及び署長への通知の方法等は、次によるものとする。

(1) 依頼上申

主管課長又は署長は、犯罪の発生状況等から当該犯罪の防止及び事犯の早期解決を図るため、県内の機械警備業者に対し第4（4）の依頼が必要な場合には、

機械警備業務対象施設に係る即時通報の依頼上申について（第1号様式）により、即時通報が必要な期間及び時間帯並びに指定する地域、施設等を明らかにして生活安全部生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

(2) 依頼内容の変更上申又は依頼の解除上申

主管課長又は署長は、(1)の上申に基づき実施中の即時通報について、期間の延長並びに対象地域及び対象施設の変更が必要と認められる場合又は期間内に犯人を検挙するなどにより当該依頼を継続させる必要がなくなった場合は、それぞれ速やかに(1)に準じて即時通報依頼内容の変更（期間・対象・解除）上申について（第2号様式）により、依頼内容の変更又は依頼の解除を主管課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

(3) 関係部課長及び署長による事前協議

(1) 又は(2)の上申があったときは、生活安全部長は関係部課長及び署長と依頼の妥当性等について協議を行うものとする。

(4) 機械警備業者に対する依頼の通知

(1) 又は(2)の上申に基づく即時通報の依頼、依頼期間の延長、依頼対象の変更又は依頼の解除を行うときは、生活安全部生活安全企画課において機械警備業者に対し警察機関に対する即時通報の依頼について（第3号様式）、即時通報依頼内容の変更（期間・対象）について（第4号様式）又は即時通報依頼の解除について（第5号様式）により、それぞれ文書で通知するものとする。

(5) 関係所属長に対する通知

生活安全部長は、(4)の手続をとったときは、主管課長又は署長に対し機械警備業者に対する即時通報の依頼について（第6号様式）又は即時通報依頼内容の変更（期間・対象・解除）について（第7号様式）により、それぞれ通知すること。

第6 即時通報運用上の留意事項

1 即時通報制度の濫用の禁止

即時通報制度は、警備業の適正運営の根幹に関わる例外制度であることから、これが濫用されることのないよう厳正な運用に努めること。

2 即時通報の方法等

(1) 機械警備業者からの即時通報は、原則として当該異常発報を受理した県内の基地局から、直接110番により通報させることとする。

(2) 即時通報を行うときは、確認通報と区別するため即時通報である旨を明らかにして通報するものとする。

3 警備業法（昭和47年法律第117号）第43条の義務の履行

警備業者は、即時通報を行った場合であっても、警備業法第43条に規定する義

務の履行は軽減されない。

第7 署長の責務

1 即時通報の際の確実な臨場

即時通報を受理した場合は、当該署長は、確実かつ迅速に署員を臨場させ、必要な措置を講ずること。

2 誤報の調査と報告

確認通報及び即時通報を問わず、当該通報が誤報であった場合には、署長は、必要な措置を行い、その結果を生活安全部長に報告すること。

3 誤報率の高い業者に対する指導

誤報が連続するなど誤報率の高い業者に対しては、誤報防止について必要な指導を行うものとする。

第8 報告

署長は、通報に関し次の事例があった場合は、通報に係る報告について（第8号様式）により、生活安全部長に報告するものとする。

なお、警備業関係事務取扱要領の制定について（平成26年3月19日付け、例規甲（生企営）第186号）に基づく警備業者及び警備員に係る犯罪、協力事案等を認知した場合は、併せて報告すること。

- (1) 即時通報事例
- (2) 不適切事例
- (3) 検挙事例
- (4) その他特異事例

様式 略